

Ⅷ. 決算書類及び決算書の表示<工業用水道事業会計を含む。>

(概要)

現在、神戸市では水道事業及び工業用水道事業の「会計及び財務」に関して、「地公企法」その他法令に定めることのほか、必要な事項を神戸市水道局会計規程（以下、「会計規程」という。）で定め、これに従って処理をしています。

決算書類の種類については、「会計規程」第 130 条に記載があり、以下のとおりとなっています。

- (1) 事業報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (4) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 収益費用明細表
- (7) 固定資産明細表
- (8) 企業債明細表
- (9) 決算報告書

(注) (6)収益費用明細表、(7)固定資産明細表及び(8)企業債明細表を附属明細としている。

(監査の結果)

1. 決算書類等

「地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示しなければならない。（「地公企法」施行令第9条第4項）」とあり、この観点からすると、現状の決算書類

の種類では、必ずしも説明報告義務を充分果たしえないのではないかと考えられます。

まず、現金預金等の調達と運用を対比させた「キャッシュフロー計算書」の導入が必要です。それも、「(営業活動、投資活動、財務活動を明確に区分した) 3区分」方式のものが望まれます。

次に、一般企業においては、明瞭性の原則から、決算書の内容を補充するものとして、「附属明細書(又は明細表)」、「重要な会計方針」、「会計方針及び表示方法の変更」及び「注記(貸借対照表及び損益計算書)」が求められます。

「会計規程」においては、「附属明細書」の一部たる収益費用明細表、固定資産明細表及び企業債明細表のみが要求されていますが、より詳細な「附属明細書」が必要です。例えば、「資本金及び準備金の増減」、「引当金の明細」、「子会社に対する出資の明細」、「子会社に対する債権の明細」等です。更には、貸借対照表及び損益計算書を作成するに当たり、採用した会計方針も平成14年度分から貸借対照表の注記として一応表示されているものの、不十分であり、他の事業体の財務諸表との正確な比較も困難となっています。

明瞭性の原則の観点から、「重要な会計方針」の記載項目の充実、「会計方針及び表示方法の変更」及び「注記(貸借対照表及び損益計算書)」が必要です。特に、外郭団体である「公社」との取引及びその結果としての「公社」に対する債権債務残高が記載されていないのは不備と言えます。

《例示》

「重要な会計方針」～要追加記載分

- ①有価証券の評価基準及び評価方法
- ②諸引当金の計上方法(現状は取崩方法のみ)

③リース取引の処理方法

④消費税等の会計処理

「注記（貸借対照表及び損益計算書）」

①外郭団体たる「公社」との取引高

②外郭団体たる「公社」に対する債権債務の金額

③担保提供資産

④重要なリース資産

（意見）

1. 決算書の表示

(1) 企業債

現在、「企業債」のうち、建設改良目的又は投資目的のものについては、負債区分ではなく、資本区分（具体的には、資本金～借入資本金）で表示されています。

これについては、「公営企業の経理の手引き（地方公営企業制度研究会編）」でも、民間の企業会計においては固定負債に整理されるものであるが、「公営企業における企業債等の建設改良の財源としての重要性にかんがみ、借入資本金として経理することとしたものである。」と解説されています。即ち、あくまで特例処理なのです。

このため、元本たる企業債を貸借対照表上「資本金」として処理する一方、企業債利息を損益計算書上、通常の企業債及び借入金の利息と同様に、営業外費用処理するという矛盾（損益取引と資本取引の混同）を抱えることとなっています。

更に、「地方公営企業会計制度に関する報告書（平成13年3月、21世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会）」でも検討課題として取り上げられ、「負債」表示に修正すべきとされています。

実質的には、「資本金」ではなく「負債」ですので、表示科目（資本金→企業債）の変更と表示区分（資本の部→負債の部）の変更が望まれます。

(2) その他投資

その他投資等 9,633 百万円のうちには、国債等の有価証券が 9,619 百万円含まれています。これらについては、金額的重要性から勘案しても別科目表示（「投資有価証券」）が必要です。なお、勘定科目、部門、作業コード表（平成12年4月）にも「投資－投資有価証券」の科目が規定されています。

(3) 前払金

西部センター新庁舎新築工事に関して、前払金 664,440 千円及び、建設仮勘定に 54,832 千円が計上されています。

前払金の内容は、この工事にかかる請負業者への前金払であり、また建設仮勘定の内容は、平成11年度、12年度の西部センター建替案作成業務と平成13年度新庁舎設計業務です。

ところで、「会計規程」には、そもそも「前払金」について明確な規程がありません。ただ、水道事業会計の実務上、「工事が完成されず、出来高計上もされない場合」の勘定科目として前払金勘定が使用されています。

しかしながら、建設仮勘定は、年度末の段階において、たとえ一部の工事が完成していても全体として未完成の場合の繰越勘定であり、上記前払金もこの概念に該当します。従って内部管理用の科目名として使用するのは問題

ありませんが、少なくとも、貸借対照表における科目表示においては建設仮勘定に含めて一括して処理する方が一般的ルールに合致し、妥当と思われます。

IX. 他会計負担金

(概要)

「他会計負担金」は、他局から委託を受けた下水使用料徴収業務及び農業集落排水徴収業務の対価のほか、「消火栓維持・管理に係る経費」で一般会計が負担する金額を受け入れたものが計上されています。

その内容別の推移は下表のようになっております。

(単位：百万円)

摘 要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
下水使用料徴収負担金	1,478	1,567	1,609	1,625	1,608
農業集落排水徴収負担金	-	-	5	6	7
消火栓維持負担金	124	123	106	121	76

(意見)

下水道使用料金徴収負担金は、水道事業において行う水道料金の徴収時に併せて、下水道料金を徴収する業務を下水道の主管たる神戸市の建設局から受託した対価であり、その計算については、水道局と建設局との間の協議によって決定されますが、下記のように協定額(下表の①)から確定額(下表の④)までには相当の期間がかかっています。すなわち平成12年度の対価は当初1,647百万円(下表のa)で協定され、平成14年度に1,617百万円(下表のb)で確定されたため、平成12年度の対価に係る精算差額△30百万円(下表のc)は平成14年度に計上(下表のd)されています。

(単位：百万円)

摘 要		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
①	当年度分 協定額	1,580	1,585	a 1,647	1,641	1,638
②	前々年度精算額	△ 102	△ 18	△ 38	△ 16	d △ 30
③	計	1,478	1,567	1,609	1,625	1,608
④	当年度分 確定額	1,542	1,569	b 1,617	1,573	-
⑤	精算額(△は返還)	△ 38	△ 16	c △ 30	△ 68	-
⑥	誤差(△は収益計上不足)	△ 64	△ 2	△ 8	52	-

(注) ③=損益計算書の金額、⑤=④-①、⑥=③-④

平成12年度の対価が、当該年度中に確定しないのは、下水道事業会計の執行が予算に制限されるため、大幅増の場合、執行不能となる可能性があるためとのことであり、また、平成12年度の対価が、平成13年度に確定せず、平成14年度に確定するのは、平成12年度の水道事業会計の決算額が確定するのが平成13年度の5月31日であるが、平成13年度の協定は平成13年度の4月1日に締結する必要があるため、平成13年度の決算に間に合わないとのことです。

ところで、企業会計原則（昭和57年4月20日 企業会計審議会）においては【発生主義の原則】として「全ての費用及び収益は、・・・・その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。」と規定されており、この原則は地方公営企業法施行令（以下、「地公企令」という。）においてもその第10条において以下のように規定されています。

(1)主たる収益及び附帯収益については、これを調査決定した日の属する年度。

但し、これにより難い場合においては、その原因である事実の存した期間の属する年度

(2)資産の貸付料その他これに類するもので前号に掲げるものに属しないも

のについては、貸付その他収益の発生の原因である事実の存した期間の属する年度

(3)前二号以外の収益については、収益の発生の原因である事実の生じた日の属する年度。但し、これにより難い場合においては、その原因である事実を確認した日の属する年度

このように、発生主義の観点からは、当該会計年度に発生した収益は、本来当該年度の収益として計上するのが原則です。従って、仮に平成12年度の対価を、当該年度中に確定するのが実務上無理だとすれば、少なくとも、その翌年度である平成13年度中に確定するよう改善することが望まれます。

X. 水道事業基金

(概要)

1. 水道事業基金（以下、「基金」という。）の概要

神戸市水道事業基金条例（昭和 50 年 11 月 13 日条例第 41 号）及び同条例施行規程（昭和 50 年 11 月 13 日水規程第 8 号）によれば、その概要は次のとおりとなっています。

(1)設置目的

水道事業の健全な運営に資するため

(2)積み立てる額

①水道事業の健全な運営に必要と認められる額

②基金から生じる収益の全額

(3)管理

①基金は神戸市水道事業管理者が管理する。

②基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

③基金に属する現金は、必要に応じ動産又は不動産に換えて、有効な管理をすることができる。

④基金の経理状況を明らかにするため、「基金管理台帳」「基金明細簿」を備える。

(4)処分

管理者は、次に掲げる場合に限り、基金を処分することができる。

①水道事業に係る企業債の償還及び利息の支払に充てるとき。

②水道事業施設を整備するのに必要な経費に充てるとき。

③その他水道事業に必要な経費に充てるとき。

2. 「基金」の積立、処分状況および残高

最近 5 ヶ年の状況は、「基金」の「積立額」については、減少傾向にある一方、「収益的収入にかかる処分額」については毎年度 2,000 百万円を上回る水準を維持しています。この結果、「年度末残高」は毎年ほぼ 1,000 百万

円以上減少しています。

(単位：百万円)

区 分		年 度				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
積立額		2,793	1,955	1,302	1,092	970
	施設増強負担金	1,790	797	434	369	371
	基金利息	953	726	661	547	388
	土地売却代金	1	83	0	0	2
	土地売却益等	47	347	206	175	209
処分額		4,007	3,162	3,023	2,243	2,184
	収益的収入	2,392	2,735	2,367	2,163	2,163
	資本的収入	1,615	427	656	80	21
年度末残高		32,258	31,050	29,329	28,178	26,964
	施設増強負担金 (施設整備基金)	15,383	15,779	15,929	16,759	17,487
	水源施設負担金 (水源基金)	16,874	15,218	13,399	11,242	9,085
	土地基金	0	53	0	176	392

(意見)

- 平成15年3月末の債券の現物管理状況を検討したところ、次の点が指摘されます。

(1) 岡三証券に預けている債券について、平成15年3月末の残高証明書が保管されていませんでした。

(2) 登録債について、登録機関からの残高証明書を手元されていませんでした。

有価証券のうち、手元で保管されていないものについては、少なくとも、年一回、当該有価証券の保管先から残高証明書を徴求して、残高の実在性を検証し、その証跡を残しておくことが、内部統制上望まれます。

X I. 料金収入等

(概要)

神戸市内における水道メーターの検針は、すべて「公社」に委託して行っています。水道メーターの検針から調定までの基本的な流れは以下のとおりとなっています。

検針 → 審査 → 調定 → 収益計上

- (1) 検針サイクルは、水栓の所在地により、2 地区 (E, F 地区) にわけ、それぞれの地区につき 3 ブロックに分割して合計 6 ブロックで 2 ヶ月に 1 度検針を行っています。
- (2) 検針方法は、各担当者が、ハンディーターミナルをもって現場で検針を行い、入力されたデータを各センターでホストに入力する。ここで、検針できなかつたものについては、コードで認識され、「検針日報チェックリスト」として出力される。
- (3) センター点検担当者は、「検針日報チェックリスト」を審査し、修正などの必要な処理を行う。
- (4) 審査済データについて、オンラインにより審査済指示から調定指示を行う。各担当者は、あらかじめ定められた調定締切日までに調定作業を行う。
- (5) 調定後、「調定総括表」「調定明細書」を出力するとともに、検針日を確認した上で、調定日ベースで収益（収入）の計上を行う。
- (6) 上記の「検針日報チェックリスト」に記載された案件のうち、最終的に調定できなかつたものは、「未調定一覧表」として出力される。この「未調定一覧表」に出力された案件のうち再調定が必要なものについては、「再検兼

調査票」を作成するとともに再度検針を行い、最終的に調定を行う。

(監査の結果)

平成 15 年度の水道料金収益のうち、一定の日（平成 15 年 4 月 1 日）を抽出し、未調定一覧表と再検兼調査票と照合を行ったところ（サンプル対象 E 1 地区 1 ブロック 327-04 7 件 327-05 4 件 合計 11 件）、下記の 1 件につき、以下の事実がありました。サンプル数が僅少ですが、これにより、他に同様な不備の存在が推定されます。

(単位：m³)

お客様 NO	前回(訂正前) 検 針 数 量	前回(訂正後) 検 針 数 量	今回検針数量	今回数量
A	44	59	90	31

今回の検針数量が、前年同期と比較して 1.5 倍以上になったことから、「検針日報チェックリスト」及び「未調定一覧表」に記載され、内容調査の結果、前回検針数量が誤っていたことが判明し、これに基づき前回検針数量を修正しているものです。「会計規程」第 39 条において、「調定の更正をしようとするときは、水道局部課長等専決規程の定めるところによりこれを行う」こととなっており、「更正・臨調・精算決議書」における決裁（第 1 類事業所副所長決裁）が必要となっています。したがって、上記の修正については、本来、所定の決裁が必要ですが、当該案件は、決裁がなく、しかも手書で修正していました。水道メーターの調定数量の修正が、所定の決裁なく行われるとすれば、各担当者の判断で水道料金の調整が容易に行われることとなります。所定の決裁を行うことを徹底し、恣意的な調定水量の修正を排除しておく必

要があります。

(意見)

収益の計上につき、企業会計上は、実現主義に基づいて行うのが原則です。水道事業会計においては、「調定」に基づいて、収益を計上しています。これは、収益は実際の水道使用により発生していますが、「調定」を行うことで発生収益を客観的に確定できることから、確定ベースである「調定日」を基準に収益を認識するものであり、基本的には、実現主義に基づく合理的な会計処理といえます。しかしながら、合理的な処理と認められるためには、「調定日」が「検針期間」とズレていないことが前提であり、「調定日」が「検針期間」とズレていれば、「調定日」が実際の収益発生を適切に表しているものとはいえません。従って、会計上、理論的には「検針期間」に検針済みのものについては、これと同一会計年度で「調定」を行い、収益を計上することが必要となります。以下の表は、平成14年度末直近における「検針期間」、「調定日」を示しています。

地区	ブロック	検針期間	調定締切日	実際調定日
E	1	1/27～3/26	4/12	4/ 1
	2	2/ 4～4/ 4	4/22	4/ 7
	3	2/12～4/11	4/30	4/14
F	1	2/21～4/23	5/12	5/ 1
	2	3/ 5～5/ 6	5/22	5/ 7
	3	3/19～5/19	5/31	5/20

現状では、上記の表で明らかなように、「検針期間」と「調定日」が必ずしも同一会計年度（4月～3月）に設定されておりません。最大でE1エリアに

において、1月27日以降の検針分がすべて、翌会計年度に収益の認識が行われることとなります。実務的には全ての「検針期間」と「調定」日を同一会計年度とすることは困難であると思われます。あるべき収益の認識のタイミングを認識し、「検針期間」と同一会計年度での「調定」が行えるよう、会計年度を意識して調定日の設定を行うことが望まれます。

X II. 出納及び収納事務等

(概要)

1. 公金取扱機関等（郵便局（現、「郵政公社」、以下同じ。）を含む）

公金の収納等に関しては、「地公企法」第 27 条但書において、「管理者は、政令で定める金融機関で地方公共団体の長の同意を得て指定したものに、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。」とされています。公金取扱機関として以下の 2 種類があります。

①出納取扱金融機関

地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱う（「地公企法」施行令第 22 条の 2②）。

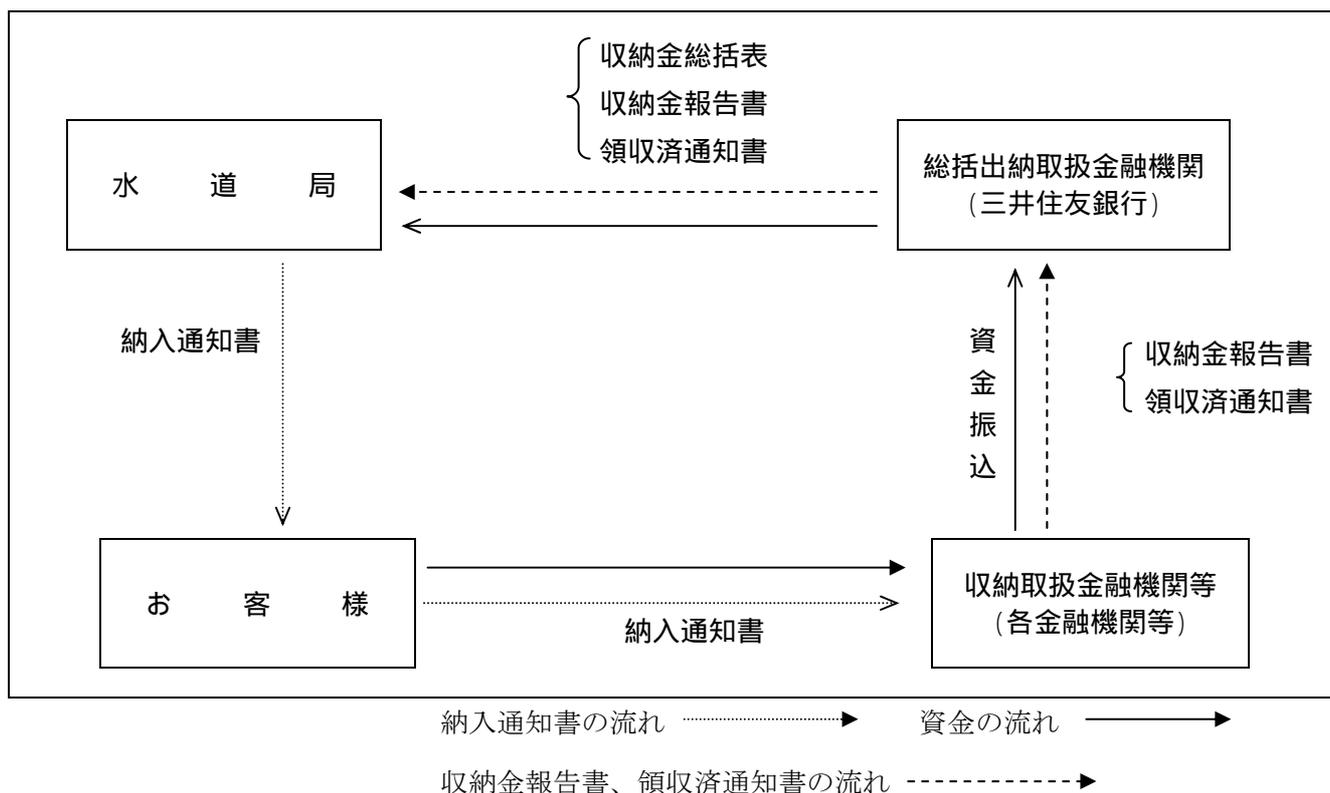
②収納取扱金融機関

地方公営企業の業務に係る公金の収納の事務の一部を取り扱う（「地公企法」施行令第 22 条の 2②）。

また、金融機関のほかに市民の利便を図るため、郵便局でも市の公金の収納事務を取り扱っています（「地公企法」第 27 条但書に定める“金融機関”には、銀行のほか、郵便官署等が含まれています。）。

2. 水道料金収納事務

水道料金の収納から入金処理の基本的な流れは以下のとおりです。なお、ここでは、納入通知書により収納取扱金融機関等（以下、「各金融機関等」という。）で収納されたケースを示しています。



- ① 水道局は、納入通知書を作成し、お客様に送付する。
- ② お客様は、「各金融機関等」で納入通知書とともに水道料金を支払う。
- ③ 「各金融機関等」は、実際料金収納日において「収納金報告書」を作成する。
- ④ 「各金融機関等」は「収納金報告書」、「領収済通知書」を総括出納取扱金融機関である三井住友銀行へ送付するとともに、収納料金を入金する。
- ⑤ 三井住友銀行は「各金融機関等」から送付された「収納金報告書」「領収済通知書」を集計の上、「収納金総括表」を作成し、当該「収納金総括表」と共に水道局へ送付する。
- ⑥ 三井住友銀行から水道局への収納料金の入金は、「収納金総括表」作成日から起算して2営業日後に行われるが、水道局での会計処理は、当該入金日において、2営業日前日付（すなわち実際収納日）で未収入金の入金処理を行う。例えば、3月31日に収納された水道料金は、同日に「収納金総括表」を作成し、当該入金日において、2営業日前日付（すなわち実際収納日）で未収入金の入金処理を行う。

括表」が作成され、実際入金日である 4 月 2 日において、2 営業日前の実際収納日である 3 月 31 日付けで入金処理が行われる。

(監査の結果)

1. 契約書の整備

「会計規程」第 5 条において、「管理者は・・・(出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を) 指定し、それぞれと契約を締結する。」とされています。しかしながら、水道局における公金取扱機関のうち郵便局に関しては「公金収納事務の取扱いに関する契約書」が存在しておりませんでした。担当者の話では、震災等により紛失したのではないかということですが、原因は不明です。当該契約書においては、収納の原則、収納方法、収納事務についての基本的な重要事項が記載されていることから、契約書を再度入手しておくことが必要です。

2. 入金処理の遅れ

上記で述べたように、収納された水道料金は、「各金融機関等」において実際収納日に「収納金報告書」を作成し、同日にて三井住友銀行で「収納金総括表」が作成され、最終的に水道局においては実際収納日（収納金総括表日付）に入金処理を行います。しかしながら、郵便局窓口での収納料金については、実際収納日において郵便局にて「収納金報告書」を作成するものの、三井住友銀行への報告のタイミングが 1 日ずれることから、「収納金総括表」日付が「収納金報告書」日付の翌日となります。従って、「収納金総括表」日付より 2 営業日後の入金時点で（すなわち、実際に収納があった日より 3 営業日後）、2 営業日前日付（実際に収納された日の翌日）での入金処理を行う

ため、会計処理が郵便局における実際収納日よりも 1 日遅れることとなります。具体的には、3 月 31 日において郵便局で実際に収納された分は、4 月 1 日の「収納金総括表」に記載され、入金は 4 月 3 日、入金処理はその 2 日前の 4 月 1 日において行われることとなります。この結果、実際収納日は 3 月 31 日であるにもかかわらず、入金処理は翌会計年度である 4 月 1 日となり、本来期末日において実際に収納された金額が未収入金残高として残ることとなります。平成 14 年度における当該金額は以下のとおりです。

会計上は、郵便局の処理に関わらず、実際収納日付にて入金処理を行っておく必要があります。

(単位：百万円)

口座番号	金額	摘 要
B	11	3 月 31 日郵便局収納分、実際入金処理 4/1

XⅢ. 長期滞留債権

(概要)

給水収益未収金、給水装置受託収益未収金、給水装置修繕受託収益未収金などの未収金のうち、長期間にわたり未収となっているものがあります。

給水収益未収金は水道使用料の未収、給水装置受託収益未収金は給水装置の改造等代金が未収、給水装置修繕受託収益未収金は給水装置の修繕工事代金の未収です。

ところで、水道局では、長期滞留債権の時効処理を調定年度単位で実施しています。例えば平成 8 年度に調定を行なった給水収益未収金が 5 年間（地方自治法（以下、「自治法」という。）第 236 条第 1 項）で時効を迎える場合には、13 年度末ではなく、一年遅れの 14 年度中に一括して、時効の手続を行なうこととしています。これは、年度末近くに調定をした債権の時効の始期は督促等の後に始まるため、単純に 5 年間経過では時効を迎えていない債権が存在することになるためとのことです。

(監査の結果)

1. 時効処理方法

調定年度単位で時効処理するという方法も処理の簡便性という見地からは、あながち否定は出来ないとも思われます。しかしながら、上述のケースでいいますと、平成 8 年度で調定及び督促等をした過半の債権が、平成 13 年度末で既に時効が到来しているにもかかわらず、時効処理されず貸借対照表において未収金として計上されたままになっています。

金額的にいいますと、平成 15 年度に時効処理を行なった給水収益未収金は 43,588 千円ですが、その内、平成 14 年度末時点で既に時効になっている未収

金が 27,936 千円（比率 64%）ありました。

金額的な重要性を考慮すれば、調定年度による一括処理は妥当ではなく、当該年度中に時効を迎えた債権については、せめて時効年度を基準として時効処理を行なうよう検討する必要があります。

2. 中部センターにおける検証

平成 14 年度に時効処理した未収金（平成 8 年度調定分）について、水道栓が開栓中にもかかわらず、時効処理しているケースが見受けられました。水道は日常生活に不可欠なものであり、停水処分は最終的な手段であるが、「営業事務の概要編 14. 未納整理事務 6. 公社委託期間内外におけるセンター料金係の事務（8）停水執行について（神戸市水道局 総務部業務課 編集）」において停水執行の規定に該当する場合があるにもかかわらず、停水執行をせずに時効処理をしているケースが見受けられました。個々のケースにおいては、それぞれの状況、未納者との対応もあり一律の処理は難しい面もあることは理解できますが、給水を継続したまま時効となることは著しく公平性を欠くこととなります。停水が困難なケースでも裁判手続を採用するなど、債権回収に努力する必要があります。

3. 時効処理金額

給水収益未収金は、「自治法」第 236 条第 1 項の規定に基づき 5 年間で時効処理されており、給水装置受託収益、給水装置修繕受託収益は民法 170 条の規定に基づき 3 年で時効処理されています。未収水道料金、給水装置受託収益、給水装置修繕受託収益について過去 5 年間に発生した不納欠損は下表のとおりです。

処理年度	給水収益未収金		給水装置受託収益		給水装置修繕受託収益	
	調定年度	件数	調定年度	件数	調定年度	件数
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)
平成 10 年度	平成 4 年度	3,845	平成 4 年度	0	平成 6 年度	95
		26,642		0		1,003
平成 11 年度	平成 5 年度	3,701	平成 5 年度	0	平成 7 年度	90
		23,741		0		1,206
平成 12 年度	平成 6 年度	15,002	平成 6 年度	0	平成 8 年度	46
		84,053		0		690
平成 13 年度	平成 7 年度	5,923	平成 7~9 年度	59	平成 9 年度	41
		26,776		1,567		558
平成 14 年度	平成 8 年度	4,628	平成 10 年度	33	平成 10 年度	34
		34,655		260		416

ところで、給水装置受託収益未収金は民法 170 条の定めにより本来、3 年で時効完成となりますが、水道局においては当初、給水収益未収金と同様に 5 年で時効と誤認していました。ミスに気付いた平成 13 年度において平成 7 年度から平成 9 年度分を一括して時効処理しています。総額 1,567 千円ですが、その内訳は、平成 7 年度調定分 54 件、878 千円、平成 8 年度調定分 2 件、127 千円、平成 9 年度調定分 3 件、561 千円です。なお、平成 14 年度以降においては適正に 3 年で処理されています。今後十分注意して下さい。

XIV. 固定資産（遊休土地及び投資等を含む。）及び減価償却費

（概要）

固定資産については、「会計規程」の「第 5 章 固定資産会計」に基づき、処理されることになっています。

「会計規程」第 98 条第 2 項では、「主管課長は、固定資産の異動を整理するため、固定資産台帳（課別）を備え、適時、固定資産の実体を実地に照合しなければならない。」と規定され、また、「会計規程」第 100 条にも、「経営管理課長は、適時固定資産台帳と固定資産の実体を実地に照合しなければならない。」と規定されています。

（監査の結果）

既述のように、水道事業における固定資産は総資産の 90%を超えています（有形固定資産のみでも約 80%を占めています。）。貸借対照表の観点からすれば、間違いなく最重要資産です。

ところが、この固定資産に関する管理状況は後述のとおり不十分となっています。早急に対処策を検討して下さい。

1. 固定資産の管理

- (1) 中部センター及び北神浄水場への往査時に固定資産現物と固定資産台帳との実地照合したところ、下記資産がすでにありませんでした。除廃却処理する必要があります。

中部センター

(単位：千円)

	工具器具備品（工事中用）	管理番号	数量	取得年月日	取得価額	帳簿価額
1.	コンプレッサー	015090	1	昭和 60 年 10 月 16 日	1,640	82
2.	不断水穿孔機	002820	1	昭和 41 年 9 月 7 日	37	1
3.	不断水穿孔機	003510	1	昭和 42 年 6 月 30 日	37	1
4.	不断水穿孔機	004280	1	昭和 43 年 7 月 25 日	41	2
5.	不断水穿孔機	014420	1	昭和 59 年 5 月 7 日	351	17
6.	空気タンク	011790	1	昭和 53 年 7 月 31 日	148	7
7.	ボックスロケーター	014610	1	昭和 59 年 5 月 18 日	148	7
8.	漏水発見器	019020	1	平成 6 年 3 月 31 日	2,050	102
	工具器具備品（事務用）					
1.	電子計算機 ISDN ボード	017850	1	平成 4 年 12 月 31 日	516	25
2.	電子計算機 EWS 用周辺装置 磁気ディスク	022120	1	平成 11 年 5 月 6 日	224	65

北神浄水場

(単位：千円)

	工具器具備品（工事中用）	管理番号	数量	取得年月日	取得価額	帳簿価額
1.	ハンディオシロ	015690	1	昭和 63 年 1 月 29 日	980	49
2.	マイクロリーダー	004040	1	昭和 44 年 3 月 31 日	388	19

本来、適時に、固定資産台帳と固定資産現物を実地に照合しなければならぬと規定されていますが、過去において固定資産の実地照合がされていなかったものと思われます。

そこで、「各センター」に絞って固定資産の実地照合を依頼したところ、該当資産がないものが各センター合計 37 点（取得価額 19,283 千円、帳簿価額 1,072 千円）という結果でした。

各センター以外の浄水場等についても早急に固定資産の実地照合を実施し、固定資産の実在性を確認しておく必要があります。

(2) 北神浄水場の事務所に管理番号のついていないノートパソコンがありました。

	品 名
1	SONY VAIO PCG-9H1N
2	SONY VAIO PCG-985N
3	HPOMNI BOOK XE4100
4	FMV LIFEBOOK FMV-716NU3

事後の報告では、これは、施設改良工事用に伴い購入されたパソコンでした。そのため、取得時期、取得価額等の管理がされず、本来の施設改良用に用いられた後、事務所で使用されていました。そこで、他の浄水場における同様なパソコンの存在の有無についての調査依頼をしました。

下記は、これに対する各浄水場からの報告資料です。全体の改良工事だけでなく、その工事の中の資産の個別管理が必要です。

パソコンローダー（北神）		品 名	予定管理番号
1.	有野減圧槽用	SONY VAIO PCG-9H1N	設 01-126
2.	大沢減圧槽用	SONY VAIO PCG-985N	設 02- 77
3.	テレメータ用	HPOMNI BOOK XE4100	設 01- 28
4.	調節計用	FMV LIFEBOOK FMV-716NU3	設 02- 37

パソコンローダーとは施設改良工事用パソコン。

予定管理番号は、現在管理されていないパソコンを今後管理する予定番号。

パソコンローダー（上ヶ原）		品 名	予定管理番号
1.	監視制御設備（その1）	SONY PCG-888	設 98-8
2.	監視制御設備（その1）	SONY PCG-888	設 98-8

パソコンローダー（奥平野）		品名	予定管理番号
1.	ホスト計算機更新工事用 （保守用端末1）	富士通 FMV-6000NU	設奥 97-1
2.	ホスト計算機更新工事用 （保守用端末2）	富士通 FMV-6000NU	設奥 97-1
3.	寺谷P場受配電計装設備	SONY PCG-XR9Z/K	設 00-84
4.	土池接合井電気設備更新	SONY PCG-XR100F/K	設 00-67

2. 耐用年数の誤り

(1) 機械及び装置

水道局の固定資産の事務手引きによれば、放送設備は、機械及び装置でなく、工具器具備品に該当するとされています。したがって、下記の内容は耐用年数6年で減価償却する必要があります。

正しく計算すれば、平成14年度の減価償却額は145千円であり、帳簿価額は374千円となります。

（単位：千円）

機械及び装置	管理番号	数量	耐用年数	取得年月日	取得価額	帳簿価額
烏原貯水池 放送設備	168800	1	17	平成13年3月31日	721	628

(2) 建物附属設備

「上ヶ原浄水場公舎附属電気設備及びガス設備」の耐用年数が100年とされていますが、入力誤りであり、15年が正当です。

十分な注意を払って固定資産台帳への入力をする必要があります。

(3) 工具器具備品（その他）

下記空調機は耐用年数6年としていますが、本来、冷暖房機は建物附属設

備であり、耐用年数は15年です。

(単位：千円)

機械及び装置	管理番号	数量	耐用年数	取得年月日	取得価額	帳簿価額
審査室 空調機設 99-117	23670	1	6	平成12年3月31日	743	234

3. 遊休土地上固定資産の減価償却費の計上

遊休土地上の休廃止施設の固定資産については、事業の用に供しておらず、減価償却費を計上することは妥当ではありません。

平成14年度末現在、遊休土地上にある固定資産は、421件あり、取得価額1,659百万円、帳簿価額806百万円、減価償却費計上額24百万円となっています。

4. 固定資産計上の時期の誤り

平成14年度において継続中の基幹施設整備工事に、「千苧浄水場水力発電所築造工事」があります。

工事執行明細書によれば、工事の執行が下記工事名3件に分けられ、それぞれに工期が設けられていました。

	工事名	工期
1	建物附帯電気設備	平成13年12月26日～平成15年1月31日
2	鉄筋コンクリート造地下1階建1棟新築 管撤去・管布設工、電気設備工事、 外構工、塗装工、排水工、植栽工	平成13年12月31日～平成15年3月28日
3	電気機械設備工事	平成14年2月20日～平成15年12月25日

そして、水力発電所建設の全体の工事が終了していないにもかかわらず、上記 1、2 の工事については、完成したものとしての下記の固定資産計上がありました。

(単位：千円)

種 類	管理番号	数量	取得年月日	金 額	
建 物 (施設用)					
1	水力発電所	027640	1	平成 15 年 3 月 31 日	39,870
2	水力発電所付帯電気設備	027490	1	平成 15 年 3 月 31 日	5,199
構築物 (その他の構築物)					
3	側溝 水力発電所新築に伴う	048530	54	平成 15 年 3 月 31 日	803
4	フェンス 水力発電所新築に伴う	048490	42	平成 15 年 3 月 31 日	892
5	門扉 水力発電所新築に伴う	048500	1	平成 15 年 3 月 31 日	1,919
6	舗装 水力発電所新築に伴う	048520	1	平成 15 年 3 月 31 日	357
7	舗装 水力発電所新築に伴う	048510	1	平成 15 年 3 月 31 日	803
8	場内舗装 水力発電所新築に伴う	048550	61	平成 15 年 3 月 31 日	724
9	浄水設備	048540	61	平成 15 年 3 月 31 日	23,630
機械及び装置 (電気設備)					
10	水力発電所電送管	170010	445	平成 15 年 3 月 31 日	2,092
合 計					
					76,294

水力発電所は未完成であり、全体として稼動していません。従って一部完成としての固定資産計上は誤りであり、1、2 の工事金額 76,294 千円については、固定資産から建設仮勘定への振戻処理が必要です。

また、「特高受変電設備更新工事」76,964 千円についても、同様に全体の工事が終了していないにもかかわらず、固定資産の計上がありました。修正が必要です。

今回の誤りの原因は、ひとつの工事を工事工程に区分したため、発生したものと思えます。工事を区分せず、全体工事ひとつにしていれば、このよう

な誤りは未然に防げたと思われます。今後、御注意願います。

(意見)

1. 減価償却の開始時期

「会計規程」第118条(減価償却の方法)第1項において、「減価償却は、取得した年度の翌年度から償却資産の価額を基礎として、…方法によって行うものとする。」と規定されています。

したがって、水道事業会計では、償却資産を新規に取得し、使用を開始した場合でも、取得年度では、減価償却費を計上していません。しかしながら企業会計上、減価償却費とは、本来、適正な期間損益計算を行うために取得価額を各事業年度に配分(費用化)する手続きといわれております。このため、償却資産の使用開始月から減価償却費を計上しようとするものです。

「地公企法」施行規則第8条第6項でも、「事業年度の中途において取得した場合、使用の当月又は翌月から月数に応じて減価償却を行うことを妨げない。」とし、償却資産の新規取得年度からの減価償却費の計上を認めています。今後、御検討下さい。

2. 遊休土地

水道事業会計は、310箇所、筆数3,388筆、面積6,159,396.95㎡の土地を有しています。その土地は、事務所用地、施設用地及びその他土地に分けられ、各管理課において管理されています。

下表は、上記土地のうち行政財産にかかる休廃止施設用地等の一覧ですが、休止している浄水、配水施設用地については、将来、稼動するか、未定であると思われます。

しかし、少なくとも電機・機械施設用地の妙法寺ポンプ場や新妙法寺ポンプ場は昭和50年で既に「廃止」されており、単なる休止ではありません。「公用又は公共用」に供されなくなった段階で、普通財産への変更と売却等を早急に検討する必要があります。

名称	所在地	筆数	公簿面積 (㎡)	備考
浄水施設用地				
六甲浄水場	灘区篠原台 149-2	1	3,793.00	休止中
配水施設用地				
天神山配水場	東灘区御影山手 6丁目 91-24	2	520.00	平成4年1月～休止中
瑞宝寺配水場	北区有馬町射場山 1742-4	1	2,077.00	平成8年5月13日～休止中
長尾配水場	北区長尾町上津字口弥六 4253-7	2	770.00	平成8年10月15日～休止中
八多低区配水場	北区藤原台北町 7丁目 20番	1	132.00	平成11年3月11日～休止中
八多高区配水場	北区八多町附物字五早 1215-2	1	633.00	昭和57年3月26日～休止中
八多サングク	北区八多町附物字五早 1204-1	1	83.00	昭和57年3月26日～休止中
上谷上中区減圧槽	北区幸陽町 3丁目 19-8	1	208.00	平成7年9月7日～休止中
北鈴減圧槽	北区甲栄台 4丁目 14-39	1	464.00	昭和54年1月25日～休止中
鶯田減圧槽	須磨区妙法寺字野路 1065-3	1	94.00	昭和45年～休止中
潮見台中層配水場	須磨区高倉町 2丁目 4-2	1	5,652.00	休止中
北須磨特1配水場	須磨区友が丘 8丁目 201-3	4	15,406.00	平成6年4月～休止中
電機・機械施設用地				
妙法寺ポンプ場	須磨区妙法寺字竹向イ 716	2	55.91	昭和50年12月16日廃止
新妙法寺ポンプ場	須磨区妙法寺字竹向イ 712-4	5	785.00	昭和50年10月1日廃止
その他土地				
大池配水場	北区有野町唐櫃字山伏峠 3636-2	3	492.32	休止中
箕谷減圧槽	北区山田町下谷上字五池谷 110-2	1	180.00	昭和61年～休止中
檜川職員寮	長田区檜川町 1丁目 5番 1	1	1,190.00	昭和63年1月～休止中

また、下表は、その他土地のうち普通財産にかかる使用されていない土地です。これらの土地は、傾斜地など土地の形状で問題があるものや、売却や有効な活用方法が難しい土地であると説明を受けていますが、なお一層、有効活用等を検討される必要があります。

名 称	所在地	筆数	公簿面積 (㎡)	備 考
上野坑口	灘区上野字観音寺山 758 番 2	1	1,715.00	傾斜地 隣接急傾斜地指定
旧灘公舎跡地	灘区篠原南町 5 丁目 43 番 1	1	238.00	公園予定
旧中部営業所	兵庫区東山町 4 丁目 16 番 4	1	1,826.05	水道局持分 6/10
西小部浄水場	北区山田町小部字東山 3 番	4	3,057.00	傾斜地
雲雀ヶ丘用地	長田区雲雀ヶ丘 3 丁目 71 番 2	1	74.00	旧施設存在
高尾台用地	須磨区東須磨字火の谷 1 番 86	1	4,634.00	傾斜地 旧施設存在

3. 長期未処理の建設仮勘定

建設仮勘定の残高の内、下記工事については、建設仮勘定の執行額、精算額共に、平成 14 年度になく、未処理のままの状態でした。

(単位：千円)

工 事 名	前年度繰越
基幹施設整備工事	
1 東灘ずい道配水池築造工事	6,676
2 板宿低層配水管布設	1,331
3 花山ポンプ場築造工事	1,427
4 有馬中区配水池増設工事	7,097
合 計	16,533

これは、過去に設計・調査等を行った時の費用が主なものであるが、優先順位等の関係により、本工事をおこなっていないし、今後については、未定との回答でした。

このように設計、測量のみで工事が中断されている場合については、一定のルールを設定した上で何らかの具体的処理をする必要があります。

4. 固定資産の使用実態に合わせた耐用年数の適用

北神浄水場で、平成 10 年 3 月 31 日に浄水設備（場内連絡管）の新設がありました。この連絡管は、薬剤の連絡管のため、管の損傷が大きく、固定資産耐用年数表における連絡管一般の耐用年数 60 年では、使用実態にそぐわないように思われます。資産の使用実態に合わせ、より短い耐用年数を採用する必要があります。

5. 資本的支出と収益的支出（修繕費）の区分

北神浄水場で、平成 14 年 12 月 17 日に苛性ソーダ貯槽内面ライニング補修作業が行われ、その費用 4,200 千円が修繕費として計上されています。この修理された貯槽は昭和 52 年 3 月に建設されたアルカリ剤貯槽（管理番号 067220 耐用年数 60 年 2 槽の取得価額 11,131 千円）のうちの 1 槽です。

今回の費用の支出は金額的重要性から判断しても、単なる修繕とは考えにくく、逆に、支出額の大部分を資産計上する必要があったものと思われます。

XV. たな卸資産（貯蔵品）

（概要）

たな卸資産に関しては、物品出納員及び分任物品出納員が毎年度少なくとも 1 回（現在 3 月と 9 月の 2 回実施）現品調査を行い、たな卸明細表を作成し、経営管理課長（分任物品出納員にあつては、物品出納員及び経営管理課長）を経て管理者に提出することになっています（「会計規程」第 84 条）。また、物品出納員は、たな卸実施の結果、在庫状況表と現品との間に差異を生じたときは、在庫残高調整表により修正を行なうことになっています（「会計規程」第 85 条）。

（監査の結果）

1. たな卸資産の計上洩れ

中部センターにおけるたな卸資産の現品確認時に、下記特殊割押輪の材料品が簿外処理となっていました。業務上、必要な材料品のうち資材事務所からの出納を受けずに購入（直費購入）したものは、すぐに使用され、期末時点では存在しない筈のものと考え、たな卸資産に計上していないのが原因との説明を受けました。

しかしながら、現実には、下記のごとく、100 万円近くの材料品が未使用のまま存在している訳ですから、たな卸資産として計上する必要があります。

(平成 15 年 3 月 31 日現在、単位：千円)

品 名		口径	数量	単 価	金 額
1.	S II 形用特殊押輪(TN-35SW) S II 特殊割押輪	300	6	43	263
2.	S II 形用特殊押輪(TN-36SW) S II 特殊割押輪	150	2	19	39
3.	S II 形用特殊押輪(TN-37SW) S II 特殊割押輪	100	2	12	24
4.	NS 形継輪用特殊割押輪 TK-99 NS 形特殊割押輪	200	6	7	47
5.	NS 形継輪用特殊割押輪 TK-100 NS 形特殊割押輪	150	12	6	80
6.	NS 形継輪用特殊割押輪 TK-101 NS 形特殊割押輪	100	14	4	69
7.	NS 形継輪用特殊割押輪 TK-102 NS 形特殊割押輪	75	14	10	144
8.	メカカルジ ョイント形帽(TN-30C) メカ帽K形	200	4	25	103
9.	メカカルジ ョイント形帽(TN-31C) メカ帽K形	150	5	19	97
10.	メカカルジ ョイント形帽(TN-32C) メカ帽K形	100	5	13	65
11.	メカカルジ ョイント形帽(TN-33C) メカ帽K形	75	5	10	51
合 計					987

(意見)

「会計規程」第 68 条では、整理区分されるたな卸資産は品名コード表で定められた貯蔵品、不要品、決算品（取得にあたって当該科目で購入したもの及び貯蔵品から払出しを受けたもの）とされています。直費購入材料品が年度末に存在していれば、これは決算品に該当すると思われま。

「会計規程」に従い直費購入材料品も含めてたな卸資産として処理する必要があります。また、各センターにて、直費購入分の購入払出帳簿を作成し、在庫管理を徹底される必要があります。

XVI. 神戸市債

(概要)

企業債明細書を見ますと、過年度発行分につき、極めて高い利率のものが見受けられます。平成14年度末現在における利率別の残高内訳は次表のとおりとなります。

平成14年度末現在残高内訳（神戸市債—水道事業会計分）

（単位：百万円）

借入レート区分	平成14年度末残高	構成割合
2%未満	11,887	21.3%
2%以上3%未満	16,951	30.4%
3%以上4%未満	6,869	12.3%
4%以上5%未満	3,780	6.8%
5%以上6%未満	3,038	5.4%
6%以上7%未満	5,572	10.0%
7%以上8%未満	5,943	10.6%
8%以上	1,807	3.2%
合 計	55,848	100.0%

(意見)

平均利率は3.60%であり、現在の金利水準から判断すれば高い水準となっています。相手先によっては、早期弁済ないし借換が制度的に難しいかもしれませんが、財政再生緊急宣言が発せられる等財政逼迫の時であり、金利低減につき、出来る限りの努力が求められます。

《水道事業に対する総括意見》

(1) 経営状況－総括

生活習慣の変化等に伴う一人当たり水消費量の減少及び人口停滞を主因として有収水量は伸び悩んでいます。このため、売上は長期的に逡減傾向にあります。

業績は、基金繰入金を除くと実質的には当期損失計上が継続しています。そして、この基金繰入金の原資もあと数年で底をつくこととなります。

一方、水道事業は典型的な装置産業であり、固定資産の比重が非常に高くなっています。その水道施設は経年劣化してきており更新期を迎えています。更には、水安定供給の面から耐震性の強化等が要求されています。この様に、建設改良のため、或いは保守修繕維持のため、巨額の設備等資金が必要となっています。

このように、現状では、損益面及び資金面の双方において、極めて深刻な問題を抱えるにいたっています。経営効率化及び資金調達が喫緊の課題となっています。

(2) 対応策（但し、「地方公営企業」による事業継続を前提）

中長期にわたる正確な需要予測を実施した上、過剰設備（仕入原水費用を含む。）を抑制して減価償却費（修繕費）等の費用を削減し、また、その他の比率の高い費目（人件費及び委託費等）をシビアに見直す方法が一番スタンダードな手法と思われます（詳細な内容については、既述の箇所を参照して下さい。）。

但し、これでは不十分と考えられる場合（多分、現状ではそう認識するのがより妥当かとは思われます。）には、更に踏み込んだ対応策が必要となり

ます。

例えば、次の様な手法が考えられます。

① 民間企業（但し、第三セクター等市の外郭団体を除く。）への業務委託（アウトソーシング）の範囲を思い切って大幅に拡大し、費用低減を図る。但し、水道事業の場合、安定給水や良質な水質の確保等を勘案し、どこまで委託事業の範囲を拡大するかの検討が必要です。あくまで水道事業者としての主体性は保持する必要があります。

② 設備投資につき、以下の方法を採用する。

(イ) 「リース」手法を全面的に導入する。

新規設備投資は全てリースとし、一時的な大量資金投入を緩和すると同時に、現有設備をリースバックすることにより資金回収を図る。こうして資金繰りに余裕を持たせる。

(ロ) 「P F I」手法を活用する。

これにより新規設備投資等に、民間の資金及びノウハウを利用する。

但し、P F Iにも各種のスキームがありますので、最も相応しいものを選ぶ必要があります。

③ その他の民間的手法（各種）の積極的活用を図る。

(イ) 「顧客指向」

(ロ) 「目標管理」によるマネジメント

(3) 対応策（経営主体を変更等）

水道事業の経営主体を「地方公営企業」に拘わらない場合には、次の様なものが考えられます。

- ①地方独立行政法人化
- ②民間企業へ事業譲渡
- ③完全民営化

なお、経営改善案策定に際しては、総務省より公表されました「水道事業における新たな経営手法に関する調査研究会報告書（平成15年3月）（末尾添付の参考資料を参照のこと）」をも十分検討し、「阪水」及び「県水」との関係を考慮した上で、具体案を作成されることが望まれます。

第4 監査対象の概要及び比較分析

(工業用水道事業会計)

I. 全体概要

1. 現状

工業用水道事業は、昭和36年4月に建設工事に着工し、昭和39年9月から一部給水を開始するとともに、昭和40年3月には給水能力10万 m^3 /日の施設が完成しました。その後も需要増が見込まれたため、第2期工事を実施して、15万 m^3 /日の給水能力を有することとなりました。

しかし、契約水量は、産業構造の変化や水利用の合理化などにより伸び悩み、平成7年度の大手受水企業の撤退により大きく減少しました。平成15年度予算では、契約水量は、87,180 m^3 /日を予定しています。一方、安定給水を図るため、平成13年度から経年化施設の第2次改築事業を実施しています。

こうした状況を踏まえ、今後の需要量と、既得水利権を考慮し、平成13年度に給水能力を15万 m^3 /日から10万6千 m^3 /日（既得水利権から浄水ロス分を差し引いた水量）に変更しました。

なお、水利権は114,307 m^3 /日を確保しています。

給水区域及び沿革

給水区域	沿革		
	種別	工期	事業費
神戸市東灘区，灘区，中央区，兵庫区及び長田区の南部(埋立区域を含む。)	1期工事	昭和36～39年度	34億円
	2期工事	昭和45～49年度	35億円

2. 施設の概要

工業用水道の水源は、100%琵琶湖・淀川に依存しており、上ヶ原浄水場まで21 kmにわたる導水管によって送られてきています。この間、3カ所のポンプ場

によって加圧され、上ヶ原浄水場で凝集沈でん処理した後、東部第 4 工区から西部第 1 工区までの臨海部を中心に給水しています。

また、昭和 62 年度から六甲アイランドに給水を開始しました。

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

主 要 施 設 名	数 量	施 設 内 容
取 水 場	2 カ所	神崎川, 一津屋 供給能力 114,307 m ³ /日 (水利権水量)
ポ ン プ 場	3 カ所 14 台	神崎川 5 台(270KW 4 台, 350KW 1 台) 利倉 3 台(470KW), 甲東 6 台(550KW)
浄 水 場	1 カ所 5 池	上ヶ原 高速凝集沈でん池 5 池(能力 106,000 m ³ /日)
調 整 池	3 カ所 7 池	上ヶ原 3 池(有効容積 7,500 m ³) 本 山 2 池(有効容積 5,000 m ³) 奥平野 2 池(有効容積 3,000 m ³)
導・送・配水管延長	101,572m	導水管 20,934m, 送水管 12,943m, 配水管 67,695m

II. 経営成績及び財政状態等の年度別推移

1. 過去5年間の経営成績及び財政状態の年度別推移

(1) 損益計算書

(単位：百万円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
工業用水道事業収益	1,475	1,465	1,431	1,425	1,461
営業収益	1,461	1,450	1,420	1,409	1,451
給水収益	1,401	1,389	1,369	1,366	1,365
受託工事収益	11	12	2	6	52
分担金	38	38	38	26	22
その他営業収益	9	9	9	9	10
メーター使用料	8	8	8	8	8
その他営業収益	1	1	1	1	1
営業外収益	13	15	11	10	9
受取利息	3	2	2	1	0
預金利息	3	1	2	0	0
貸付金利息	0	0	0	0	0
補助金	0	0	0	0	0
雑収益	10	13	9	9	8
不用品売却収益	0	0	0	0	0
その他雑収益	9	12	9	8	8
特別利益	0	0	0	6	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	6	0
工業用水道事業費	1,372	1,341	1,283	1,260	1,273
営業費用	1,158	1,145	1,104	1,089	1,113
給料	89	90	87	85	83
手当等	90	88	87	85	79
法定福利費	30	30	30	29	27
退職給与金	5	5	5	5	5
備用品費	2	1	1	1	1
燃料費	2	2	2	2	2
印刷製本費	0	0	0	0	1
通信運搬費	0	0	0	0	1
委託料	87	78	78	72	65
賃借料	15	15	14	14	12
修繕費	47	65	61	56	97
路面復旧費	2	9	0	0	0
動力費	158	150	137	131	129
薬品費	7	5	5	5	4
材料費	5	3	6	2	4
分担金	72	71	70	68	66
調査費	2	0	0	0	0
租税公課	11	11	11	11	11
関連経費負担金	82	81	80	75	73
受託工事費	10	10	2	5	50
減価償却費	425	405	394	376	377
資産減耗費	5	14	4	50	6
その他営業費用	0	0	20	4	9
営業外費用	214	195	178	166	159
支払利息及び企業債取扱諸費	214	195	178	165	159
特別損失	0	0	0	5	0
その他特別損失	0	0	0	5	0
当年度純利益	102	124	148	165	187
前年度繰越利益剰余金	△ 217	△ 114	8	149	306
当年度未処分利益剰余金	△ 114	9	157	315	493

(2)貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1 固定資産					
(1) 有形固定資産					
イ 土地	676	676	677	677	677
ロ 建物	290	280	270	273	293
ハ 構築物	6,897	6,776	6,737	6,860	6,949
ニ 機械及装置	832	813	773	896	1,201
ホ 車両運搬具	1	0	2	1	0
ヘ 工具器具及備品	12	20	15	11	7
ト 建設仮勘定	0	41	27	104	69
有形固定資産合計	8,711	8,609	8,504	8,825	9,198
(2) 無形固定資産					
イ 水利権	5,259	5,085	4,921	4,766	4,623
ロ 施設利用権	12	12	12	11	11
無形固定資産合計	5,272	5,098	4,933	4,778	4,635
(3) 投資					
イ 出資金	0	0	0	0	0
ロ 長期貸付金	79	82	86	89	92
投資合計	79	83	86	89	93
固定資産合計	14,064	13,790	13,524	13,693	13,927
2 流動資産					
(1) 現金預金	477	804	877	1,086	1,077
(2) 未収金	233	215	184	236	192
(3) 前払金	0	14	25	31	163
流動資産合計	710	1,034	1,088	1,353	1,432
資産合計	14,774	14,824	14,612	15,047	15,359
負債の部					
3 固定負債					
(1) 退職給与引当金	41	19	24	29	34
(2) 修繕引当金	12	12	12	12	12
(3) 他会計借入金	800	600	400	200	0
固定負債合計	854	632	437	242	47
4 流動負債					
(1) 未払金	293	301	176	352	513
(2) 前受金	32	31	32	31	31
(3) 預り金	1	1	1	1	1
流動負債合計	327	333	209	386	545
負債合計	1,182	966	647	628	593
資本の部					
5 資本金					
(1) 自己資本金	1,144	1,144	1,144	1,144	1,152
(2) 借入資本金					
イ 企業債	3,526	3,413	3,304	3,528	3,594
資本金合計	4,671	4,557	4,448	4,673	4,747
6 剰余金					
(1) 資本剰余金					
イ 受贈財産評価額	59	59	59	59	59
ロ 国庫補助金	2,866	2,860	2,860	2,890	2,938
ハ 他会計繰入金	471	471	471	471	471
ニ 工事負担金	1,573	1,602	1,641	1,673	1,674
ホ 減量負担金	3,218	3,449	3,479	3,479	3,524
ヘ その他資本剰余金	846	846	846	846	846
資本剰余金合計	9,036	9,291	9,359	9,422	9,515
(2) 利益剰余金					
イ 減債積立金	0	0	0	8	9
ロ 当年度未処分利益剰余金	△ 114	9	157	315	493
利益剰余金合計	△ 114	9	158	323	502
剰余金合計	8,921	9,300	9,517	9,745	10,018
資本合計	13,592	13,858	13,965	14,418	14,765
負債資本合計	14,774	14,824	14,612	15,047	15,359

<コメント>

資産構成比率を見ますと、水道事業会計と同様、固定資産の割合が高く 90% を超えています。

特徴的なのは、固定資産の中でも水利権（無形固定資産）の割合が常に 30% を越えていることです。

2. 工業用水道事業の各指標の年度別推移

項 目	単位	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
		実数	実数	実数	実数	実数
給水会社数	社	81(88工場)	80(87工場)	79(87工場)	78(86工場)	76(84工場)
契約水量（日）	m ³	88,572	87,204	87,252	87,036	86,868
基本水量（年）	m ³	32,736,781	32,293,607	31,914,245	31,916,703	31,803,106
給水量（年）	m ³	16,462,845	15,478,048	14,896,229	15,303,886	15,489,994
配水量（年）	m ³	16,730,100	15,731,300	15,135,400	15,557,100	15,743,658
┌ 1日平均配水量	m ³	45,836	42,982	41,467	42,622	43,133
└ 1日最大配水量	m ³	73,700	83,200	72,100	76,200	67,500
配水能力（日）	m ³	150,000	150,000	150,000	106,000	106,000
有効率	%	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8
施設利用率	%	30.6	28.7	27.6	40.2	40.7
施設最大利用率	%	49.1	55.5	48.1	71.9	63.7
職員数	人	24	23	23	22	22
┌ 損益勘定支弁職員	人	23	23	22	21	21
└ 資本勘定支弁職員	人	1	-	1	1	1

備考：1 給水会社数、契約水量、職員数は年度末現在の数値である。

2 有効率 = {有収水量（給水量） + 無収水量} / 配水量 × 100

3 施設利用率 = (1日平均配水量 / 1日配水能力) × 100

4 施設最大利用率 = (1日最大配水量 / 1日配水能力) × 100

第5 監査の結果及び意見

(工業用水道事業会計)

I. 発生主義による会計処理（諸引当金を含む。）

II. 決算書類及び決算書の表示

上記については、(水道事業会計) の該当箇所を参照して下さい。

第6 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

以 上

(参考資料)

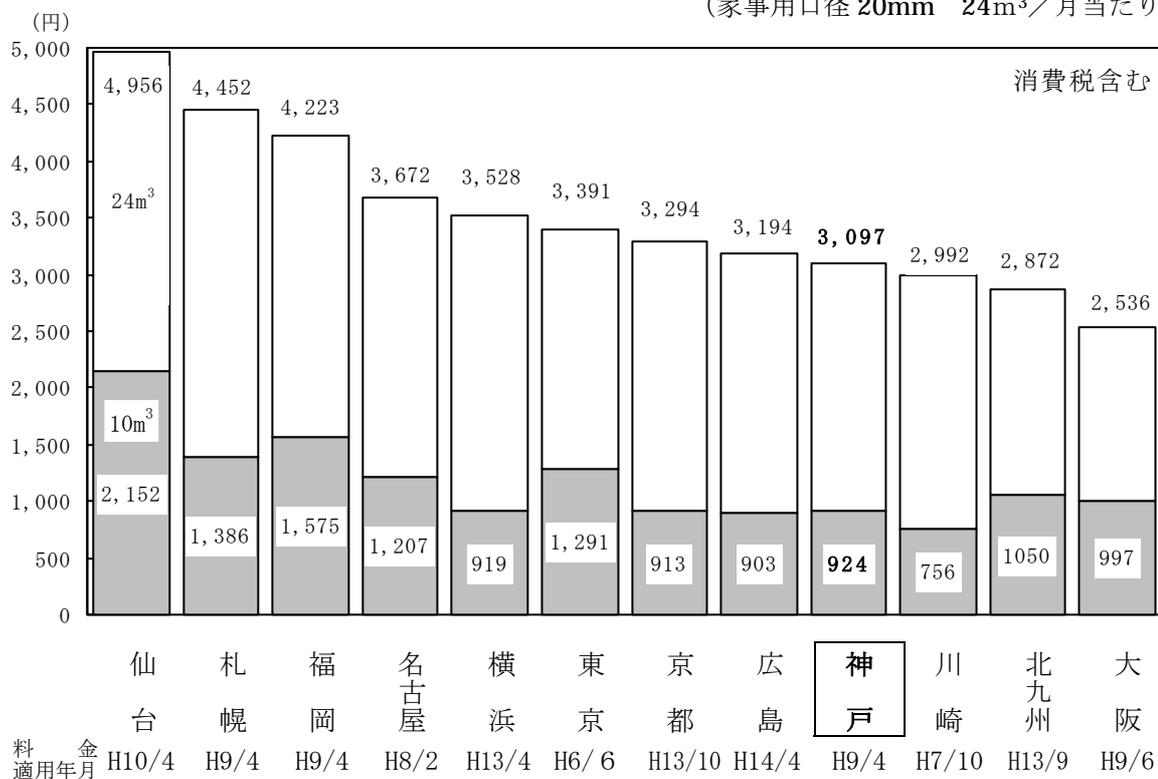
目 次

1. 水道料金	113
2. 最大稼働率、施設利用率、負荷率	114
3. 報道資料	115

1. 水道料金

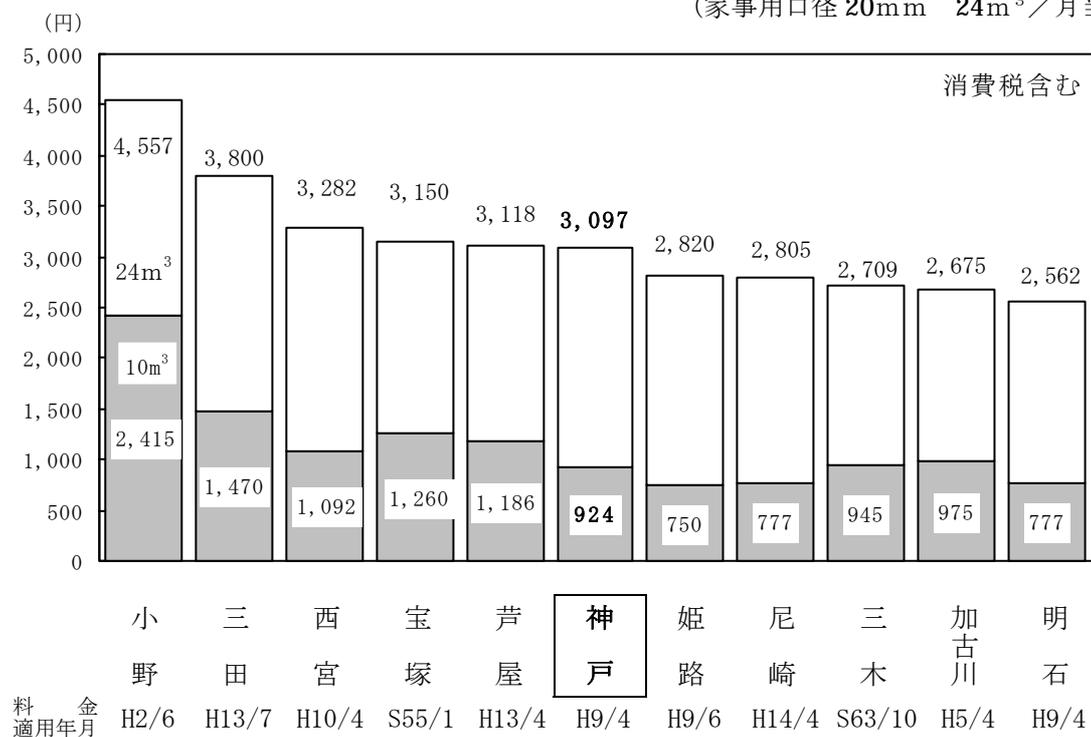
(1) 水道料金の大都市比較

(家事用口径 20mm 24m³/月当たり)



(2) 水道料金の近隣都市比較

(家事用口径 20mm 24m³/月当たり)



2. 最大稼働率、施設利用率、負荷率

(1) 神戸市における最大稼働率、施設利用率、負荷率の推移

(単位：%)

年 度	最大稼働率	施設利用率	負荷率
昭和 63 年度	80.1	68.4	85.4
平成 元 年度	81.9	68.4	83.6
平成 2 年度	84.4	71.8	85.1
平成 3 年度	85.2	72.0	84.4
平成 4 年度	86.8	72.0	82.9
平成 5 年度	81.3	71.8	88.3
平成 6 年度	87.1	72.0	82.7
平成 7 年度	79.3	66.9	84.4
平成 8 年度	79.5	69.4	87.3
平成 9 年度	74.3	64.5	86.9
平成 10 年度	74.3	64.3	86.5
平成 11 年度	74.4	63.6	85.5
平成 12 年度	72.0	63.4	88.1
平成 13 年度	73.3	62.8	85.6
平成 14 年度	72.2	62.1	86.0
平成 15 年度(予算ベース)	73.3	61.8	84.2
平均(S63～H14)	79.1	67.6	85.5

(2) 各種比率

(単位：%)

	神戸市平均値 (昭和 63 年～平成 14 年度)	神戸市平均値 (平成 10 年～平成 14 年度)	神戸市 (昭和 63 年以降最大値)	神戸市 (直近 5 年度最大値)
最大稼働率	79.1	73.3	87.1 (平成 6 年度)	74.5 (平成 11 年度)
施設利用率	67.6	63.2	72.0 (平成 6 年度)	64.3 (平成 10 年度)
負 荷 率	85.5	86.4	88.3 (平成 5 年度)	88.2 (平成 12 年度)
	平成 13 年度 12 都市最大値	平成 13 年度 12 都市最小値	平成 13 年度 12 都市平均値	需要予測値
最大稼働率	84.8 (広島市)	53.3 (北九州市)	70.8	86.6
施設利用率	67.0 (仙台市)	46.7 (北九州市)	59.5	-
負 荷 率	90.5 (札幌市)	76.4 (名古屋市)	84.5	81.3

3. 報道資料

平成 15 年 5 月 12 日
総務省

水道事業における新たな経営手法に関する調査研究会報告書のポイント

【水道事業の現状と課題】

- ・ 施設の大量更新期を迎えた計画的な改良・更新に加え、耐震性の強化等ライフラインとしての機能向上が必要
 - ・ 有収水量の伸びの鈍化による収入の減少
- 今後経営は厳しくなっていくものと予想

【水道事業に対する各方面からの提言等】

- ・ 水道事業など地方公営企業への民間的経営手法の導入の促進
(「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」H13. 6. 26 閣議決定)
- ・ 公共サービスへの民間参入の推進 (総合規制改革会議「第 2 時答申」H14. 12. 12) 等

【今後の水道事業のあり方を考える上での基本的な留意点】

- ・ 水道事業にとって必要とされる経済性とは、外部経済効果をも考慮した社会的な経済性
 - ・ 流域を単位とする総合的水管理システムの確立を図りつつ、水道事業とその経営のあり方が論じられるべきもの
- 水道事業の経営については基本的に公共が重要な役割を果たしていくことが必要

【水道事業の経営改革】

水道事業における民間的経営手法の導入の推進

- ・ 顧客指向によるサービスと信頼性の向上
- ・ 「目標による管理」に基づくマネジメントサイクルの確立
- ・ アウトソーシングの積極的な導入
- ・ P F I の活用

水道法の改正を受けた技術上の業務の包括委託

実施に際しての留意点等

- ・ 委託業者選定に当たっての審査・交渉能力の保持
- ・ 受託者との透明で責任ある相互関係の確立
- ・ 早急に望まれる委託契約のガイドラインの作成

②促進のための環境整備

- ・ 円滑な実施に必要な情報の提供や各種サポートを行うシステムの整備
- ・ 水道利用者の立場に立ったモニタリングや評価を行う仕組みの整備

水道事業管理に対する N P O の参加

- ・ 「水」に対してより一層住民の関心を高めるためにも、N P O になじみやすい業務の共同処理の可能性の追求

【望まれる「広域化」の推進】

今後の方向性

- ・ 施設等のハード面のみには着眼するのではなく、経営管理等のソフト面の統合化に重点をおいた広域化について検討

将来展望

- ・ 市町村合併をも踏まえた水道事業の望ましいあり方について検討
- ・ 自主的な広域化の奨励や経営管理等のソフト面を含む多様な手法による広域化に配慮した財政支援措置の充実